

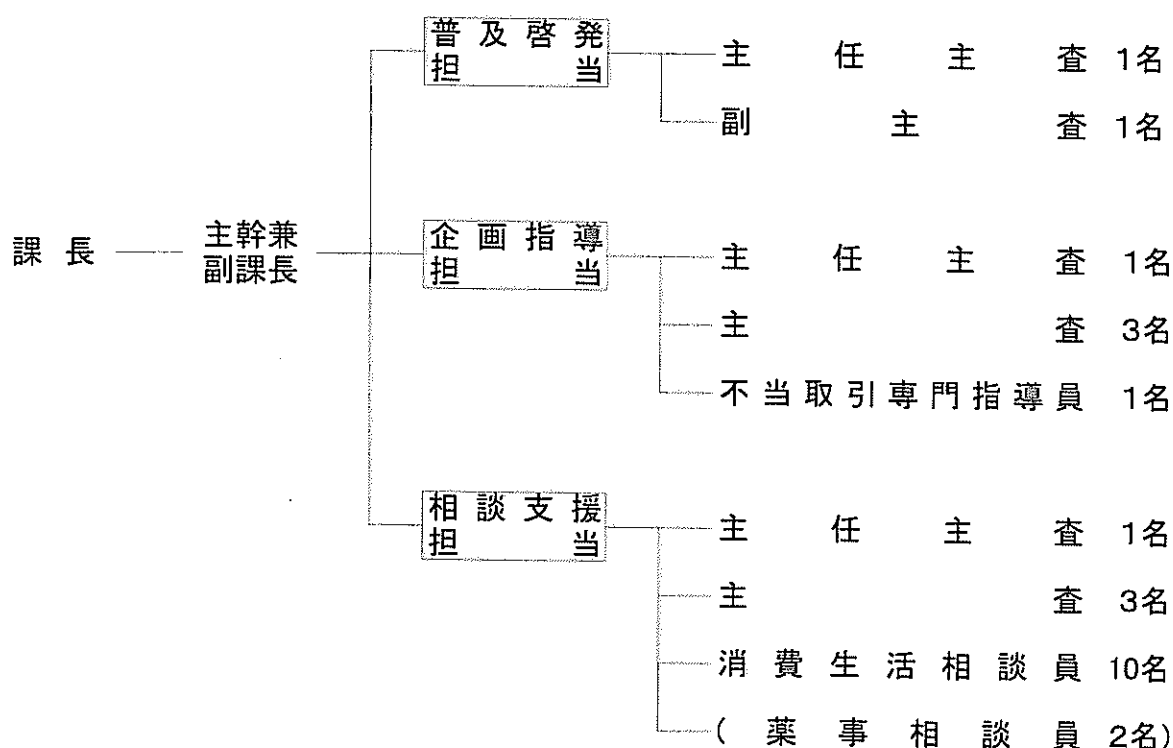
参 考 資 料

1 福島県消費生活課の概要

(1) 沿革

- (昭和43年 5月 消費者保護基本法公布)
- 昭和47年 4月 福島県消費生活センター設置
(現在地、福島市中町8-2の旧県庁分庁舎を改築)
- (昭和52年 8月 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例公布)
- 昭和56年 4月 新庁舎建設のため福島市渡利の仮庁舎へ移転。
- 昭和58年 6月 現在地に福島県自治会館竣工、一階に移転。現在に至る。
- 平成 9年 4月 2課制となる。
- 平成16年 4月 1グループ制となる。
(平成16年 6月 消費者基本法公布)
- (平成16年10月 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例改正)
- 平成20年 4月 消費生活センターと生活環境部総務企画グループの消費者行政部門が統合し、消費生活課となる。
(平成21年 3月 福島県消費者行政活性化基金条例制定)
- 平成21年 4月 消費生活相談員2名増員(10名)

(2) 組織体制(平成21年4月1日現在)



2 消費者啓発・教育事業の概要

(1) 利用者の内訳

消費者啓発・教育等の利用者は6,462人(平成19年度7,733人)で内訳は次のとおり。

区 分		利用者数	
		20年度	19年度
啓 発 ・ 教 育	(1) 消費者月間事業「消費者のつどい」	220	300
	(2) 消費生活講座	83	117
	(3) 所内見学研修	112	91
	(4) 講師派遣(出前講座)	3,294	5,222
	小 計	3,709	5,730
そ の 他	(1) 消費者団体・消費者グループ	323	294
	(2) 関係団体等	2,430	1,709
	小 計	2,753	2,003
合 計		6,462	7,733

(2) 消費生活講座等の開設

① 消費者月間事業「消費者のつどい」

開催回数	開催月日	開催場所	内容	参加者数
1	平成20年 5月21日	福島県自治 会館大会議 室	基調講演 演題 安全・安心な社会のための消費者の 役割 講師 横浜国立大学教育人間科学部教授 西村隆男 氏 活動報告 テーマ 若者の消費者トラブルアンケート調 査により 団体名 福島県消費者団体連絡協議会	220

② 消費生活講座

開催回数	開催月日	開催場所	内容	参加者数
1	平成20年 7月25日	福島県自治 会館大会議 室	「食の安全を守るために一地産地消と食品の 選び方」 会津大学短期大学部食物栄養学科 准教授 高橋 君子 氏 「カードをめぐるトラブル」 福島県金融広報アドバイザー 司法書士 水野正美 氏 「長期使用製品安全制度について」 東北経済産業局消費経済課製品安全室 室長補佐 小倉勝廣 氏	83

③ 所内見学研修

開催回数 7回 参加団体 4団体 参加者数 112名

④ 講師派遣(出前講座)

開催回数 68回 受講者数 3,294名

⑤ 情報の収集・提供

ア 情報の収集

- (ア) 国民生活センターのPIO-NETシステムによる情報の共有、情報の収集を行う。
- (イ) 国民生活センターから緊急情報、記者発表資料等の提供を受ける。
- (ウ) 各種情報媒体から製品事故等の危害情報の収集に努める。
- (エ) 関連図書、ビデオの購入。

イ 広報・資料提供による啓発

(ア) テレビ・ラジオによる啓発

(イ) 資料の作成配布

消費生活センター展示ホールに、来所者用として各種パンフレット等を常置しておくほか、講師派遣の際などに資料を配付し、積極的に啓発を図る。

(ウ) インターネットホームページ等による啓発

消費生活センターに寄せられた相談事例やセンター案内などを掲載し随時情報を提供した。

消費生活センター・ホームページ

アクセス件数 延べ 36,444回

消費生活センター・ホームページ(携帯電話用)

アクセス件数 延べ 24,725回

(エ) その他情報の提供

- ・消費生活に関する各種情報及び苦情相談事例を各新聞社及びテレビ、ラジオに随時情報を提供した。
- ・消費生活センター内に来所者が気軽に利用できる図書閲覧コーナーを設置。関連図書、年刊、月刊誌等の資料の貸出。
- ・視聴覚資料(ビデオテープ)の貸出。

3 商品テスト事業の概要

(1) 商品テストの概要

平成20年度に実施した商品テスト

12件の商品について、延べ31検体のテストを実施。

実施商品テスト一覧

区分	テスト	啓発テスト		製品事故テスト		苦情テスト		計	
		件数	検体数	件数	検体数	件数	検体数	件数	検体数
繊維関係		0	0	0	0	0	0	0	0
食品関係		3	22	0	0	0	0	3	22
雑貨工業品関係		0	0	9	9	0	0	9	9
計		3	22	9	9	0	0	12	31

(注) 商品テスト等の区分について

- ・ 啓発テスト
消費生活に役立つ知識を深めることを目的とした消費者参加テスト
- ・ 製品事故テスト(外部委託)
製品事故に起因する消費者被害に係る原因究明を支援するためのテスト

(2) 啓発テストの実施状況

開催回数	開催月日	テーマ	実習内容	実施場所	実習者	参加者数
1	20.7.23	食生活を考えよう	清涼飲料水の糖分量	福島県立大笹生養護学校	団体	10
2	20.7.23	〃	スナック菓子の油分量	〃	団体	10
3	21.3.17	食品について	味噌汁の塩分量	福島県消費生活センター研修室	団体	13
計3回						33

福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

昭和五十二年八月一日

福島県条例第三十九号

目 次

- 第一章 総則(第一条—第五条の二)
- 第二章 安全の確保及び取引等の適正化(第六条—第十五条)
- 第三章 生活関連物資の確保(第十六条—第二十条)
- 第四章 消費者苦情の処理及び訴訟資金の貸付け(第二十一条—第二十五条)
- 第五章 消費者啓発、消費者の申出等(第二十六条—第二十九条)
- 第六章 消費生活審議会(第三十条—第三十四条)
- 第七章 雑則(第三十五条—第三十七条)
- 附 則

第一章 総 則

(目的)

第一条 この条例は、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、並びに県及び事業者の責務並びに消費者の果たすべき役割等を明らかにするとともに、県が実施する施策についての基本的事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(平一一条例五五・平一六条例五六・一部改正)

(定義)

第一条の二 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 商品 契約の目的となる物品をいう。
- 二 役務 契約の目的となるもののうち、商品以外のものをいう。
- 三 事業者 法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。
- 四 事業者団体 事業者の共通の利益の増進を図ることを目的又は目的の一部として事業者により組織された団体をいう。
- 五 消費者 事業者と契約してその供給する商品又は役務（以下「商品等」という。）を使用し、又は利用する個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人を除く。）をいう。
- 六 消費者団体 消費者の権利又は利益の擁護又は増進を目的又は目的の一部として消

費者により組織された団体をいう。

(平一六条例五六・追加)

(基本理念)

第二条 消費生活を安定させ、及び向上させるに当たっては、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することを中核とした消費者の自立が支援されるよう、次に掲げる消費者の権利の確立が基本とされなければならない。

一 消費者の安全が確保されること。

二 消費生活を営むために必要な情報を速やかに提供されること。

三 消費生活において、商品等について適正な表示により選択すること。

四 消費生活において、不当な取引行為により害を受けないこと。

五 消費生活において、商品等により不当に被った被害から迅速かつ適正に救済されること。

六 消費者の意見が事業者の事業活動及び県の施策に十分反映されること。

七 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費者教育を受けること。

八 消費者の健全かつ自主的な組織活動を通じて消費者の利益を確保するため、消費者団体を組織し、行動すること。

2 消費生活を安定させ、及び向上させるに当たっては、消費者の安全確保等に関して事業者による適正な事業活動が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費生活を安定させ、及び向上させるに当たっては、環境への負荷（人の活動により環境に加えらるる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。以下同じ。）の低減その他の環境の保全が配慮されなければならない。

(平一一条例五五・平一六条例五六・一部改正)

(県の責務)

第三条 県は、経済社会の発展に即応して県民の消費生活の安定及び向上を図る総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、消費者の意見を把握し、それを反映させるよう努めるものとする。

3 県は、第一項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全について配慮するものとする。

(平一一条例五五・平一六条例五六・一部改正)

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、消費者の安全、消費者との取引における公正の確保その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県の消費生活の安定及び向上を図る施策の実施に協力しなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その供給する商品等について、品質その他の内容の向上、消費者からの苦情(以下「消費者苦情」という。)の適切な処理及び消費者の意見の反映に努めなければならない。
- 4 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その供給する商品等及び当該商品等の取引に関する適正な情報を消費者に積極的に提供するように努めなければならない。
- 5 事業者は、その提供する商品等の取引に当たっては、当該取引の内容について消費者の知識、経験及び財産の状況に照らして消費者の理解が得られるよう配慮するとともに、消費者の権利義務その他の契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものとなるよう努めなければならない。
- 6 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その供給する商品等に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めなければならない。
- 7 事業者は、前各項に規定する責務を適切かつ確実に果たすことができるよう、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準の作成その他必要な措置を講ずることにより、消費者の信頼を確保するように努めなければならない。

(平一一条例五五・平一六条例五六・一部改正)

(事業者団体の役割)

第四条の二 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、消費者苦情の処理の体制の整備、前条第7項に規定する基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(平一六条例五六・追加)

(消費者の役割)

第五条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するように努めるとともに、必要に応じて県の施策及び事業者の事業活動に対して意見を述べることにより、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

- 2 消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びに役務の選択及び利用に当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するように努めるものとする。

(平一一条例五五・平一六条例五六・一部改正)

(消費者団体の役割)

第五条の二 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(平一六条例五六・追加)

第二章 安全の確保及び取引等の適正化

(事業者の安全確保義務)

第六条 事業者は、消費者の安全を害するおそれがある商品等の供給を未然に防止するため、品質の改善、検査体制の整備等必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の規定により事業者が講ずべき措置について、当該事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(平一六条例五六・一部改正)

第七条 削除

(安全確保措置の勧告)

第八条 知事は、事業者が供給する商品等が消費者の安全を害すると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、当該商品等の供給の中止、回収等安全を確保するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(平一六条例五六・一部改正)

(立入調査等)

第九条 知事は、第六条第二項の指導若しくは助言又は前条第一項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 知事は、事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、若しくは妨げ、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合は、その旨を公表することができる。

5 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(平一六条例五六・一部改正)

(緊急安全確保措置)

第九条の二 知事は、事業者が供給する商品等が消費者の安全を相当程度に害し、又は害するおそれがあると認められる場合において、消費者の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、消費者に対し、速やかに、当該危害の内容、当該商品等の名称、当該商品等を供給する事業者の氏名又は名称及び

住所その他必要な情報を提供することができる。

(平一六条例五六・追加)

(取引等の適正化)

第十条 事業者は、次に掲げる事項につき、その推進に努めなければならない。

- 一 商品等について、品質その他の内容を改善し、及び向上させること。
- 二 供給した商品について補修等のアフターサービスを適正に行うこと。
- 三 商品について計量を適正に行うこと。
- 四 商品について過大又は過剰な容器の使用及び包装をしないこと。
- 五 商品等について、品質その他の内容及び価格その他の取引条件について適正に表示すること。
- 六 商品等について宣伝及び広告を適正に行うこと。
- 七 消費者の知識、能力又は経験の不足に乗ずる取引方法により、商品等の供給を行わないこと。

(自主基準の設定)

第十一条 事業者団体は、前条各号に掲げる事項に関し法令に違反しない限り、守るべき必要な基準を自主的に定めるよう努めなければならない。

- 2 事業者団体は、前項の規定による基準を定めるに当たっては、消費者の意見が十分に反映するよう努めなければならない。
- 3 知事は、事業者団体が第一項の規定により定めることとなる基準について、当該事業者団体に対し、意見を述べ、又は助言することができる。
- 4 事業者団体は、第一項の規定による基準を定めたときは、知事に届け出なければならない。その内容を変更し、又は廃止したときも同様とする。
- 5 第一項から前項までの規定は、別に定める事業者について準用する。

(平一六条例五六・一部改正)

(県基準の設定)

第十二条 知事は、特に必要があると認めるときは、消費生活審議会の意見をきいて、法令に違反しない限り第十条各号に掲げる事項について、事業者が守るべき基準を定めることができる。

- 2 知事は、前項の規定により基準を定めたときは、別に定めるところにより告示するものとする。その内容を変更し、又は廃止したときも同様とする。

(県基準遵守の勧告)

第十三条 知事は、事業者が前条第一項の規定により定められた基準を守っていないと認めるときは、当該事業者に対し、基準を守るよう勧告することができる。

- 2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(平一六条例五六・一部改正)

(不当な取引行為の禁止)

第十三条の二 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）を行つてはならない。

- 一 消費者に対し商品等の売買又は提供に係る契約（以下「商品売買契約等」という。）の締結について勧誘しようとして、消費者に迷惑を及ぼし、又は消費者を欺いて消費者に接触する行為
- 二 消費者との商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、口頭によると文書によるとを問わず、消費者が当該商品売買契約等に関する事項を正確に認識することを妨げるおそれがある行為
- 三 消費者との商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、契約を締結させようとして消費者に害を加え、消費者を威迫し、又は消費者を困惑させる等消費者の自由な意思形成を妨げるおそれがある行為
- 四 消費者に不当に不利益となる内容の条項を含む商品売買契約等を締結させる行為
- 五 消費者との商品売買契約等に関し、消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等により、商品売買契約等（当該契約の成立、存続又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を請求し、又は当該債務を履行させる行為
- 六 消費者との商品売買契約等に関し、法令の規定若しくは契約に基づく債務の全部若しくは一部の履行を拒否し、又は正当な理由なく遅延させる行為
- 七 消費者との商品売買契約等に関し、法律上認められた消費者の権利の行使を妨げるおそれがある行為
- 八 商品等を販売若しくは提供する事業者からの商品等の購入若しくは提供を受けることを条件又は原因として信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）について、消費者の利益を不当に害することを知っていた、又は知り得べきであつたにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為

（平一六条例五六・追加）

（不当な取引行為の是正勧告）

第十三条の三 知事は、事業者が不当な取引行為を行つていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう勧告することができる。

2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（平一六条例五六・追加）

（立入調査等）

第十三条の四 知事は、不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるとき又は第十三条第一項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者と

その事業に関して関係のある事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第九条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

(平一六条例五六・追加)

(緊急被害防止措置)

第十三条の五 知事は、事業者が行う不当な取引行為により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合において、当該不当な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、消費者に対し、速やかに、当該不当な取引行為の内容、これを行う事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な情報を提供するものとする。

(平一六条例五六・追加)

(認証制度等の実施)

第十四条 知事は、事業者が第十条各号に掲げる事項につき、その推進を図るため、自主的かつ積極的にその事業活動を行うよう、別に定めるところにより認証制度を設ける等必要な施策を講ずるものとする。

(商品試験等の実施)

第十五条 知事は、消費生活に関する施策の実効を確保するため、商品等の試験、検査、調査等の体制を整備するとともに、必要に応じて試験、検査、調査等の結果を県民に周知させる等必要な施策の実施に努めるものとする。

第三章 生活関連物資の確保

(価格動向等の調査)

第十六条 知事は、県民の消費生活との関連性が高い物資(以下「生活関連物資」という。)について、必要に応じてその価格の動向、需給の状況及び流通の実態について調査するものとする。

(供給等の協力の要請)

第十七条 知事は、生活関連物資の円滑な供給を確保するために必要があると認めるときは、当該生活関連物資の生産、輸入又は販売を行う事業者に対して、当該生活関連物資の供給の確保、供給のあつせんその他必要な協力を求めるものとする。

(特定物資の指定)

第十八条 知事は、法令に特別の定めがあるもののほか、生活関連物資の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資の買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあるときは、当該生活関連物資を特定生活関連物資(以下「特定物資」という。)として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、当該指定を解除するものとする。

る。

(売渡しの指示又は勧告)

第十九条 知事は、特定物資の生産、輸入又は販売を行う事業者が買占め又は売惜しみにより当該特定物資を多量に保有していると認めるときは、当該事業者に対し、売渡すべき期限及び数量並びに売渡し先を定めて適正な価格で売渡しをすべきことを指示することができる。

2 知事は、前項の規定による指示を受けた事業者がその指示に従わなかつたときは、消費生活審議会の意見をきいて、当該事業者に対し売渡しをすべきことを勧告することができる。

3 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(平一六条例五六・一部改正)

(立入調査等)

第二十条 知事は、前条第一項の規定により指示又は同条第二項の規定により勧告を行うため必要があると認めるときは、特定物資の生産、輸入若しくは販売を行う事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、前項の規定により特定物資に関し、立入調査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるときは、その職員に、当該特定物資を保管していると認められる事業者の倉庫その他の場所に立ち入り、当該特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 第九条第二項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(平一六条例五六・一部改正)

第四章 消費者苦情の処理及び訴訟資金の貸付け

(事業者等による消費者苦情の処理)

第二十一条 事業者及び事業者団体は、消費者から消費者苦情の申出があつたときは、迅速かつ適切に処理するとともに、これに必要な体制の整備に努めるものとする。

2 知事は、前項の体制の整備について、事業者又は事業者団体に対し、意見を述べ、又は助言することができる。

(平一六条例五六・一部改正)

(知事による消費者苦情の処理)

第二十二条 知事は、県民の消費生活に関する相談に応ずる体制の整備に努めるものとする。

2 知事は、消費者から消費者苦情の申出があつたときは、速やかにその内容を調査し、その解決を図るため、あつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

- 3 知事は、前項の規定による措置を講ずるため必要があると認めるときは、消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 4 知事は、前項の事業者その他の関係者が説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した場合は、消費生活審議会の意見を聴いて、その旨を公表することができる。
- 5 知事は、第二項の規定による消費者苦情の申出があつた場合において、当該消費者苦情が県民の消費生活に影響を及ぼすものと認めるときは、消費者に対して、当該消費者苦情に係る商品等に関する情報を展示その他の方法により提供するものとする。

(平一六条例五六・一部改正)

(消費生活審議会による消費者苦情の処理)

第二十三条 知事は、前条第二項の規定による消費者苦情が同項の規定による措置によつては解決が困難であると認める場合は、その解決を図るため、別に定めるところにより当該消費者苦情を消費生活審議会のあつせん又は調停に付すことができる。

- 2 消費生活審議会は、あつせん又は調停を行うため必要があると認めるときは、当該あつせん又は調停に付された消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 3 知事は、第一項の規定により消費生活審議会のあつせん又は調停に付した消費者苦情のうち特に必要があると認めるものについて、消費生活審議会におけるあつせん又は調停の経過及び結果を公表するものとする。

(平七条例一七・平八条例五六・平一六条例五六・一部改正)

(訴訟資金の貸付け)

第二十四条 知事は、事業者の供給する商品等によつて被害を受けた消費者が当該被害に係る事業者を相手とする訴訟(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百七十五条第一項の和解及び民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停を含む。以下「消費者訴訟」という。)を提起する場合において、当該消費者訴訟が次の各号に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該消費者に対し、消費生活審議会の意見を聴いて、別に定めるところにより当該消費者訴訟に要する費用に充てる資金(以下「訴訟資金」という。)を貸し付けることができる。

- 一 消費生活審議会のあつせん又は調停によつても解決されなかつた消費者苦情に係るものであること。
- 二 一人当たりの被害額が別に定める額以下の被害に係るものであること。
- 三 同一又は同種の原因による被害が多数発生し、又は発生するおそれがある消費者苦情に係るものであること。
- 四 その他別に定める要件に該当するものであること。

(平八条例九・平一〇条例一四・平一六条例五六・一部改正)

(貸付金の返還等)

第二十五条 前条の規定により訴訟資金の貸付けを受けた者は、当該消費者訴訟が終了したときは、別に定めるところにより貸付金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより貸付金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

第五章 消費者啓発、消費者の申出等

(消費者の啓発及び教育の推進)

第二十六条 知事は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

(平一六条例五六・全改)

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第二十七条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるために必要な施策を講ずるものとする。

(平一六条例五六・全改)

第二十八条 削除 (平一六条例五六)

(消費者の申出)

第二十九条 消費者は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、消費者の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認めるときは、別に定めるところにより知事にその旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の申出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 第九条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

4 知事は、第一項の申出があつた場合において、必要があると認めるときは、この条例による措置その他適当な措置を講ずるものとする。

(平一六条例五六・一部改正)

第六章 消費生活審議会

(消費生活審議会の設置)

第三十条 知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上を図る施策の策定及び実施に関する基本的事項について調査又は審議し、消費者苦情についてあつせん又は調停を行い、並びに訴訟資金の貸付け等について審議するため、知事の附属機関として消費生活審議

会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平一六条例五六・一部改正)

(審議会の組織及び運営)

第三十一条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

一 学識経験者

二 消費者

三 事業者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長一人を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、会長の職務を代理する。

第三十二条及び第三十三条削除 (平一六条例五六)

(規則への委任)

第三十四条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一六条例五六・一部改正)

第七章 雑 則

(国の機関及び他の地方公共団体との相互協力)

第三十五条 知事は、消費生活に関する施策を実施するに当たり、必要に応じ、国の機関又は他の地方公共団体に対して、情報の提供、調査の実施その他の必要な協力を求めるものとする。

2 知事は、国の機関又は他の地方公共団体からその実施する消費生活に関する施策について、情報の提供、調査の実施その他の必要な協力を求められたときは、その求めに応じるものとする。

(平一六条例五六・全改)

(国に対する措置の要請等)

第三十六条 知事は、前条第一項に定めるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、又は必要な措置をとるよう求めるものとする。

(平一一条例五五・平一六条例五六・全改)

(規則への委任)

第三十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年条例第一七号)

この条例は、平成七年七月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第九号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第一四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年条例第五五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第五六号)

この条例は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「及び消費者苦情処理委員会」を削る部分に限る。）、第二十一条から第二十四条までの改正規定、第六章の章名の改正規定並びに第三十二条及び第三十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則

昭和五十二年八月一日
福島県規則第四十六号

(用語)

第一条 この規則において使用する用語は、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十二年福島県条例第三十九号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(公表)

第二条 条例第八条第二項（条例第十三条第二項、条例第十三条の三第二項及び条例第十九条第三項において準用する場合を含む。）、条例第九条第四項（条例第十三条の四第二項、条例第二十条第三項及び条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、条例第二十二条第四項及び条例第二十三条第三項の規定による公表は、福島県報により行うほか、広く県民に周知できる方法により行うものとする。

（平成一六規則六四・一部改正）

(意見を述べる機会の付与)

第三条 条例第八条第三項（条例第九条第五項、条例第十三条第二項、条例第十三条の三第二項及び条例第十九条第三項並びに条例第十三条の四第二項、条例第二十条第三項及び条例第二十九条第三項において準用する条例第九条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による意見の陳述は、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出してするものとする。ただし、知事は、必要と認めるときは、口頭により意見の陳述を行わせることができる。

2 知事は、条例第八条第三項の規定により意見を述べる機会を与えようとするときは、当該事業者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される公表の内容

二 公表の理由

三 意見書の提出先及び提出期限（前項ただし書の規定により口頭による意見の陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

3 第一項ただし書の規定により口頭による意見の陳述の機会の付与を行う場合において、知事の指定する職員は、意見陳述調書を作成し、意見の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

（平成一六規則六四・追加）

(身分証明書)

第四条 条例第九条第二項（条例第二十条第三項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、様式第一号によるものとする。

（平成一六規則六四・旧三条繰下）

(自主基準の届け出)

第五条 条例第十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届け出は、自主基準届出書（様式第二号）により行うものとする。

2 条例第十一条第五項に規定する別に定める事業者は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一号及び第二号に規定する中小企業者以外の事業者とする。

（平成一六規則六四・旧四条繰下）

(不当な取引行為)

第六条 条例第十三条の二第一号に該当する行為で規則で定めるものは、消費者に対し商

品売買契約等の締結について勧誘しようとして行う次に掲げる行為とする。

- 一 消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、目的を偽り若しくは秘匿して、又は消費者に迷惑を覚えさせるような方法で、消費者の住居、勤務先その他の場所を訪問する行為
- 二 道路その他公共の場所において、消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、若しくは目的を偽り若しくは秘匿して消費者に接し、消費者につきまとい、又は消費者を営業所その他の場所へ誘引する行為
- 三 消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、若しくは拒絶の意思表示の機会を与えることなく、目的を偽り若しくは秘匿して、又は消費者に迷惑を覚えさせるような方法で、電話その他の電気通信手段により消費者に連絡する行為。
- 四 取引に誘引する意図を秘匿して利益のみを供与する等事実と反する内容を広告し、又は事実と反する内容を記載した文書を消費者に送付し、若しくは配布する行為
(平成一六規則六四・追加)

第七条 条例第十三条の二第二号に該当する行為で規則で定めるものは、消費者との商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して行う次に掲げる行為とする。

- 一 商品等の品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の取引内容に関する重要な情報で、事業者が保有し、又は保有し得るものを消費者に告げない行為
- 二 消費者が商品売買契約等の締結の意思を決定する上で判断に影響を及ぼす重要な事項について、事実と異なる内容又は誤信させる内容を告げる行為
- 三 消費者が商品売買契約等の締結の意思を決定する上で判断に影響を及ぼす重要な事項の将来における変動について、不確実であるにもかかわらず断定的判断を消費者に告げる行為
- 四 商品等の品質、安全性等について、実際のもの、又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると消費者に誤信させる行為
- 五 商品等の取引条件について、実際のもの、又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく有利であると消費者に誤信させる行為
- 六 自らを官公署、公共的団体若しくは著名な法人等の職員と誤信させるような言動等を用い、又は官公署、公共的団体若しくは法人等の許可、認可、後援等の関与を得ていると誤信させるような言動等を用いる行為
- 七 商品等の購入、利用又は設置が法令等により義務付けられていると消費者に誤信させる行為
- 八 消費者に対し、自己の氏名若しくは名称又は住所について明らかにせず、又は偽る行為
(平成一六規則六四・追加)

第八条 条例第十三条の二第三号に該当する行為で規則で定めるものは、消費者との商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して契約を締結させようとして行う次に掲げる行為とする。

- 一 消費者若しくはその親族その他消費者と密接な関係にある者（以下「親族等」という。）の生命、身体、自由若しくは財産に害を加え、又は害を加えるおそれを抱かせる行為
- 二 長時間にわたり、又は反復して勧誘し、消費者が勧誘を受けている場所から退去する旨の意思を表示したにもかかわらずその場所から消費者を退去させない等消費者を困惑させる行為
- 三 消費者又はその親族等の不幸を予告する等、消費者に健康、将来その他の生活に関する不安をみだりに抱かせるおそれがある行為
- 四 消費者又はその親族等の私生活に関する事項を流布する旨を告げる等消費者におそれを抱かせる行為

- 五 消費者が事業者に対して退去すべき旨の意思を表示しているにもかかわらず、又は消費者に迷惑を覚えさせるような方法で、消費者の住居、勤務先その他の場所に居座る行為
- 六 消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をしない等消費者に著しく不利益を与えるおそれがある行為
- 七 消費者からの要請がないにもかかわらず、商品等の購入資金に関し金銭の借入れ、信用の供与を受けること等を執ように勧める行為
- 八 無償又は著しい廉価で商品等を提供することにより消費者に不当に心理的負担を与える行為
- 九 消費者を集め、又は消費者が集まっている場所において、主たる販売目的以外の商品等を意図的に無償又は著しい廉価で提供すること等により、不当に消費者の購買意欲をあおり、又は消費者を正常な判断ができない状態に陥れる行為
- 十 消費者が過去にかかわった取引に関する情報を利用して、当該取引に関し、消費者に不安を抱かせ、消費者が過去に被った不利益が回復できるかのように告げ、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大するのを防止できるかのように告げる行為

(平成一六規則六四・追加)

第九条 条例第十三条の二第四号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- 一 正当な理由がないにもかかわらず、当該商品売買契約等に係る事業者の損害賠償責任の全部又は一部を免除する内容の条項を含む商品売買契約等を締結させる行為
- 二 当該商品売買契約等に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金に関し、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の条項を含む商品売買契約等を締結させる行為
- 三 法令の規定が適用される場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重することにより信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する内容の条項を含む商品売買契約等を締結させる行為
- 四 法令の規定に基づく消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除、契約の取消し又は契約の無効の主張を制限して、消費者に不当に不利益をもたらすこととなる内容の条項を含む商品売買契約等を締結させる行為
- 五 消費者にとつて不当に過大な量の商品等又は不当に長期にわたつて供給される商品等の購入等を内容とする条項を含む商品売買契約等を締結させる行為
- 六 当該商品売買契約等に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定める条項を含む商品売買契約等を締結させる行為
- 七 消費者が受ける信用がその者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、当該与信契約等を締結させ、又は当該信用の供与若しくは保証の受託を伴つた内容の条項を含む商品売買契約等を締結させる行為

(平成一六規則六四・追加)

第十条 条例第十三条の二第五号に該当する行為で規則で定めるものは、消費者との商品売買契約等の締結に関し行う次に掲げる行為とする。

- 一 消費者、その保証人その他当該消費者の債務を原因として法律上支払義務を負う者(以下「消費者等」という。)を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又はその私生活若しくは業務の平穩を害する等の方法により、消費者等に債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為
- 二 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、預金の払戻し、借入れを受けること等により消費者等に金銭を調達させ、消費者等に債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為

- 三 正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関（人の支払能力に関する情報の収集及び提供を業とする者をいう。）又は消費者等の関係人に通知し、又は当該情報をインターネットその他の情報伝達手段を用いて流布する旨を告げる等の方法により、消費者等を困惑させて消費者等に債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為
- 四 当該商品売買契約等について、その成立、存続又は内容について当事者間で争いがあるにもかかわらず、契約の成立、存続又は内容を一方的に主張して、消費者等に債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為
- 五 消費者等の関係人で支払義務のない者に、正当な理由なく電話をし、又は訪問する等の手段を用いて、債務の履行への協力を執ように求め、又は協力をさせる行為
- 六 自己の氏名若しくは名称又は住所について、明らかにせず、又は偽つて、消費者等に対して債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為

（平成一六規則六四・追加）

第十一条 条例第十三条の二第六号に該当する行為で規則で定めるものは、消費者との商品売買契約等に関し、法令の規定若しくは契約の条項に基づく事業者の債務又は消費者が行う契約の申込みの撤回、契約の解除、契約の取消し若しくは契約の無効の主張により生じた事業者の債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為とする。

（平成一六規則六四・追加）

第十二条 条例第十三条の二第七号に該当する行為で規則で定めるものは、消費者との商品売買契約等に関し行う次に掲げる行為とする。

- 一 法令の規定若しくは契約の条項に基づく消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除、契約の取消し又は契約の無効の主張を妨げるおそれがある行為
- 二 法令上当該商品を使用し、又はその全部若しくは一部を消費することにより当該商品売買契約等の申込みの撤回又は解除を行うことができないこととなる商品について、故意に消費者に使用又は消費させる行為
- 三 消費者の年齢、収入等契約を締結する上で重要な事項について事実と異なる内容の記載をさせる等により、未成年者の契約に係る取消権その他の消費者の商品売買契約等に係る権利の行使を妨げるおそれがある行為

（平成一六規則六四・追加）

第十三条 条例第十三条の二第八号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- 一 商品等を提供する事業者の行為が条例第十三条の二（第一号から第四号までに係る部分に限る。）に規定する不当な取引行為に該当することを知っていた、又は知り得べきであつたにもかかわらず、当該不当な取引行為に係る与信契約等の締結を消費者に勧誘し、又は締結させる行為
- 二 当該与信契約等の締結の原因となつた商品売買契約等に係る事業者に対して生じている事由をもつて消費者が法令の規定又は当該与信契約等の条項に基づき支払を拒絶できる場合であるにもかかわらず、当該与信契約等に基づく債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為

（平成一六規則六四・追加）

（訴訟費用の範囲）

第十四条 条例第二十四条の規定により貸付けの対象となる消費者訴訟に要する費用の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第二章の規定により裁判所に納める費用
- 二 訴訟代理人に支払う手数料及び謝金

三 その他訴訟に要する費用で、知事が特に必要があると認めるもの
(平成一六規則六四・旧七条繰上・旧五条繰下)

(貸付けの要件)

第十五条 条例第二十四条第二号に規定する別に定める額は、五十万円とする。

2 条例第二十四条第三号に規定する別に定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 県内に引続き三月以上住所を有する者が提起した消費者訴訟であること。
- 二 消費者に勝訴の見込みがあること。

(平成一六規則六四・旧八条繰上・旧六条繰下)

(貸付けの申請)

第十六条 条例第二十四条の規定により訴訟資金の貸付けを受けようとする者は、訴訟資金貸付申請書(様式第三号)を知事に提出しなければならない。

(平成一六規則六四・旧九条繰上・旧七条繰下)

(貸付けの決定)

第十七条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合、訴訟資金の貸付けを行うべきものと認めるときは、貸付け及び貸付額の決定をするものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付け及び貸付額の決定をし、又は貸付けを行わない旨の決定をしたときは、文書でその旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、訴訟資金借用証書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

(平成一六規則六四・旧一〇条繰上・旧八条繰下)

(貸付けの条件)

第十八条 条例第二十四条に規定する訴訟資金に係る貸付金(以下「貸付金」という。)は無利子とする。

2 貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、知事が適当と認める連帯保証人二人をたてなければならない。

(平成一六規則六四・旧一一条繰上・旧九条繰下)

(貸付金の即時返還)

第十九条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金を直ちに返還させることができる。

- 一 当該消費者訴訟を提起しないとき又は取下げたとき。
- 二 貸付金をその目的以外に使用したとき。
- 三 連帯保証人二人をたてることができなくなったとき。
- 四 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。

2 知事は、前項の規定により貸付金を返還させたときは、当該貸付金交付の日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ年10.95%の割合で計算した利息を徴収することができる。

(平成一六規則六四・旧一二条繰上・旧一〇条繰下)

(貸付金の返還)

第二十条 借受者は、当該消費者訴訟が終了したときは、終了の日の翌日から起算して六十日以内に貸付金の全額を返還しなければならない。

2 知事は、借受者が正当な理由がなく返還すべき日までに貸付金を返還しないときは、当該返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ年10.95%の割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

(平成一六規則六四・旧一三条繰上・旧一一条繰下)

(貸付金の返還猶予)

第二十一条 知事は、当該消費者訴訟について上訴が行われたとき又は知事が特に必要があると認めるときは、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

- 2 前項の規定により貸付金の返還の猶予を受けようとする者は、訴訟資金返還猶予申請書（様式第五号）にその理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 第十七条第一項及び第二項の規定は、前項の規定により申請書が提出された場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条」は「前項」と、「訴訟資金の貸付け」は「貸付金の返還猶予」と、「貸付け及び貸付額」は「返還を猶予する額及び期間」と、同条第二項中「貸付け及び貸付額」は「返還を猶予する額及び期間」と、「貸付けを行わない旨」は「返還の猶予を行わない旨」とそれぞれ読み替えるものとする。

（平成一六規則六四・旧一四条繰上・旧一二条繰下）

（貸付金の返還免除）

第二十二條 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 一 訴訟の結果、消費者が相手方事業者から金銭等を得ることができなかった場合
- 二 訴訟の結果、消費者が相手方事業者から得る金銭等の額が貸付金の額に満たなかった場合
- 三 その他知事が特に必要があると認める場合

- 2 前項の規定による貸付金の返還の免除を受けようとする者は、訴訟資金返還免除申請書（様式第六号）にその理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 第十七条第一項及び第二項の規定は、前項の規定により申請書が提出された場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条」は「前項」と、「訴訟資金の貸付け」は「貸付金の返還免除」と、「貸付け及び貸付額」は、「返還を免除する額」と、同条第二項中「貸付け及び貸付額」は、「返還を免除する額」と、「貸付けを行わない旨」は「返還の免除を行わない旨」とそれぞれ読み替えるものとする。

（平成一六規則六四・旧一五条繰上・旧一三条繰下）

（届出事項）

第二十三條 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書でその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 消費者訴訟を提起したとき。
- 二 消費者訴訟が終了したとき。
- 三 消費者訴訟の承継があったとき。
- 四 借受者、訴訟代理人又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。
- 五 訴訟代理人に変更があったとき。
- 六 消費者訴訟の請求の内容を変更したとき。

- 2 借受者の相続人は、借受者が死亡したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（平成一六規則六四・旧一六条繰上・旧一四条繰下）

（消費者の申出）

第二十四條 条例第二十九条第一項の規定による申出は、消費者の申出書（様式第七号）により行わなければならない。

（平成一六規則六四・旧一七条繰上・旧一五条繰下）

（審議会の運営）

第二十五條 条例第三十条に規定する審議会（以下「審議会」という。）の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。

- 3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 審議会の庶務は、生活環境部県民環境総務領域県民文化グループにおいて処理する。
(平成一六規則六四・旧一八条繰上・旧一六条繰下・一部改正)

(審議会の部会)

第二十六条 審議会はその定めるところにより苦情処理部会その他の部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が部会の会議の議長となる。ただし、部会の設置後最初に開催される会議及び委員の任期満了に伴い新たに組織された部会の最初に開催される会議は、会長が招集する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 8 前条第三項及び第四項の規定は、部会に準用する。
(平成一六規則六四・追加)

(委任)

第二十七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平成一六規則六四・追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十八条の改正規定（「生活環境部県民生活課」を「生活環境部県民環境室県民文化・消費生活グループ」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十六年七月六日から施行する。

附 則

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。